

## ○名張市立病院改革検討委員会設置要綱

平成20年6月27日告示第104号

改正

平成22年12月28日告示第134号

## 名張市立病院改革検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 名張市立病院（以下「市立病院」という。）の経営改革を図るため、専門的な見地から意見を聴取することを目的に、名張市立病院改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市立病院の経営に関すること。
- (2) 市立病院の改革に関すること。
- (3) その他経営改革のために必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療行政関係者
- (6) 名張市職員

## (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日告示第134号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 名張市立病院改革検討委員会委員名簿

No.	職名	区分	所属名	役職	氏名
1	1号委員	学識経験者	大阪商業大学 関西学院大学	非常勤 講師	岩崎 利彦
2	1号委員	学識経験者	関西大学経済学部	教授	佐藤 雅代
3	2号委員	地域医療関係者	名賀医師会	副会長	東 明彦
4	3号委員	市民代表	青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	会長	山田 睦郎
5	3号委員	市民代表	伊賀の地域医療を守る会	代表	高木 裕美子
6	4号委員	福祉関係者	名張市社会福祉協議会	会長	山本 順仁
7	5号委員	医療行政関係者	三重県伊賀保健所	所長	土屋 英俊
8	6号委員	名張市職員	名張市企画財政部	部長	森岡 千枝
9	6号委員	名張市職員	名張市健康福祉部	部長	菅生 治郎